

# **BVT1**

## **Uniforms Regulation 2026**

**公益財団法人日本バレーボール協会**  
**一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟**

**<2026.2.27>**

## 目次

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 ユニフォーム
- 第 3 条 ユニフォームの色彩
- 第 4 条 ユニフォームの形状
- 第 5 条 アクセサリーズ
- 第 6 条 ユニフォームへの表示
- 第 7 条 表示の禁止
- 第 8 条 適用範囲
- 第 9 条 公認メーカー制度
- 第 10 条 マスキング
- 第 11 条 その他
- 第 12 条 改正
- 第 13 条 施行

参考資料

附則

## 第1条 目的

本規程は公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）、一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟（以下、「JBV」という。）が主催するBVT1（ジャパンビーチバレーボールツアー1）へ参加するチームのユニフォームに関する事項について定める。

## 第2条 ユニフォーム

本規程においてユニフォームとは、上衣（トップス、タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖・長袖シャツなど）、下衣（ビキニ、ショートパンツ、ハーフパンツなど）のことを指す。

ユニフォームはカラーの異なる（濃淡、明暗が明らかであること）2種類を用意しなければならない。清潔さを保つように心掛け、周囲に不快な印象を与えず競技の品位を保つことに努める。

本規程第5条、第6条2項と3項5号においては上記に加えて一部アクセサリーズ、アンダーウェア（インナー）、スパッツ、レギンス等を含むものとする。

## 第3条 ユニフォームの色彩

- 1) ユニフォームは上衣（白）下衣（黒）の様に、**デザイン**も含めそれぞれが同色で統一されていなければならない。黒色と紺色、水色と青色、黄色と黄緑色など曖昧なカラーは同色としないが、経年劣化により色の変化が発生した場合には不問とする。ただし、第2条に記載の通り競技の品位を保つように努めるものとする。

**ここでいうデザインとは位置のことを指すが、総柄生地を使用したものは裁断箇所により柄の配置が異なるため不問とする。**

**ビキニパンツが単色ではなく、仮に白黒のデザインの場合にはショートパンツも白黒とする。カラーの割合はビキニパンツのデザイン比率に近いものとする。**

- 2) ユニフォームにおいてメインカラー（主たる色）の指定はしない。ストライプ、ボーダー、迷彩などの色彩を可能とする。その範囲の中にスポンサー広告などで掲示されるカラーについては不問とする。
- 3) 対戦する両チームが同一色（同系色）のユニフォームのときは、レフェリーからユニフォームチェンジが打診され、どちらのチームが着替えるかを決定する。トスによって決める場合もある。チーム事情や更衣の問題等により、解決できない場合は競技委員長に委ねるものとする。

## 第4条 ユニフォームの形状

- 1) ユニフォームの形状は上衣を同形とし、下衣は不同を認める。例として、サーフパンツなどにおける長短、ビキニパンツとショートパンツの組み合わせなどを可能とする。

## 第5条 アクセサリーズ

- 1) キャップ、バイザー、バンダナ、ヘッドバンド、サングラス、サポーター、アームバンド、リストバンド、コンプレッションパッド（条件つき）など選手の保護、露出に関するものの着用は許可する。サポーター、コンプレッションパッドなど一定の面積を有するアイテムを「個人」として着用

する際にはデザイン（色）の制限を設けない。ただし選手「2名ともが着用する際」には同色か黒、紺、白、中間色（うすだいだい色等）のみとし不同は認めない。

- 2) アンダーウェア、スパッツ、レギンスにおける長・短の違いは許容範囲とし、どちらか一方の選手だけが着用することを認める。アンダーウェア、スパッツ、レギンスは上衣、下衣に合わせたユニフォームと同色か黒、紺、白、中間色のみとする。加えて選手「2名ともが着用する際」には同色のものとし不同は認めない。

例えば女子選手において1名がビキニパンツの赤を着用している場合、ペアの選手が着用できるスパッツ、レギンスの色は赤、黒、紺、白、中間色となる。

形状は肌とウェアに隙間のないタイプのものに限る。膝上丈のアンダーショーツは立位状態でショートパンツから見えないようにすること。

※「1) 2)」は国際大会とルールが異なる

- 3) コンプレッションパッドは医師の指示（診断書など）なく着用を認める。

## 第6条 ユニフォームへの表示

### (1) ナンバー

アラビア数字を用いてレフェリー、スコアラーから見て視認性の確保できる位置に「1」または「2」のナンバーを判別できる大きさと上衣下衣合わせて最低限1カ所掲示しなければならない。掲示可能箇所はユニフォーム前面、背面、袖部またはアームバンドとし、それぞれに掲示も可能とする。ナンバーのカラーは服地カラーと異なる対照的なもの（服地が柄等であって明確な識別が困難なときには台地を付ける）とする。ただしトップス、ビキニ、ショートパンツは服地面積が限られていることにより視認性が乏しい可能性があるためアームバンドとの併用などを推奨する。掲示の方法としてタトゥーシールやマジックなどで腕への手書きは認めない。

場所及びサイズは次のとおりとする。

- 1) タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖・長袖シャツ、ハーフパンツ  
 場所 任意  
 サイズ 縦7.5cm（最小限）×字幅1.5cm以上 視認性の確保を原則とする
- 2) トップス、ビキニ、ショートパンツ  
 場所 任意  
 サイズ 縦4cm（最小限）×字幅0.8cm以上 視認性の確保を原則とする
- 3) アームバンド  
 サイズ 縦4cm（最小限）×字幅0.8cm以上 視認性の確保を原則とする

### (2) マニファクチャーロゴ

マニファクチャーロゴとはブランドロゴまたはブランド文字を指す。デザインとしてブランドロゴまたはブランド文字が羅列しているものはマニファクチャーロゴとみなす。併せてデザイン自体がブランドのアイコンになっている場合にもマニファクチャーロゴとみなす。アンダーウェア、スパッツ、レギンスにおいても同様とし露出部分においてブランドロゴまたはブランド文字が羅列してい

るものはマスキング対象となる。ただしユニフォームによって隠れる場合や折り返すことによって露出されない場合には不問とする。

1) ユニフォーム全般

- 数 1 アイテムにつき原則 1 箇所（サングラスなど対のあるものは不問とする）  
 場所 任意  
 サイズ 5 cm×4 cm以内 または 20 cm<sup>2</sup>以内

(3) スポンサー広告

ユニフォームに所属企業、スポンサー広告を複数表示する場合、服地の総面積に対し 3 分の 2 以下とする。座布団（文字の下に敷かれた色のついた帯のこと）を使用する場合、座布団の大きさをもってスポンサー広告サイズと判断する。

個人またはチームにおいてウェアスポンサーがある場合には、スポンサー広告と判断しマニファクチャーロゴとしての制限を設けない。

場所及びサイズは次のとおりとする。

1) タンクトップ、ランニング、ノースリーブ、半袖シャツ・長袖シャツ

- 数 任意  
 場所 任意  
 サイズ 300cm<sup>2</sup>以内

2) トップス、ビキニ

- 数 任意  
 場所 任意  
 サイズ 90cm<sup>2</sup>以内

3) ショートパンツ、ハーフパンツ

- 数 任意  
 場所 任意  
 サイズ 300cm<sup>2</sup>以内

4) キャップ、バイザー、バンダナ、ヘッドバンド、サングラス、サポーター、アームバンド、リストバンド、ペーパータトゥー

- 数 任意  
 場所 任意  
 サイズ 72 cm<sup>2</sup>以内

5) アンダーウェア、スパッツ、レギンス、コンプレッションパッド

広告の露出はできない

(4) プレーヤーネーム

選手はユニフォームに自身の名前を入れることができる。本人以外のネームが入ったユニフォームでの出場は認めない。

数	上衣、下衣どちらも可能
場所	任意
サイズ	ユニフォームデザインに見合った大きさにすること

## 第7条 表示の禁止

ユニフォームに政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージやイメージを表示してはならない。また同種のものを身体に施している場合も露出しないようにすること。併せて大会の品位を保つため手書きなどのアイテムは認めない。服地、生地に対してプリントが施されたものを用意すること。

## 第8条 適用範囲

本規程は BVT1 のみに適用する。

BVT1 以外の大会については、Beach Volleyball Uniforms Regulation を基本とする。ただし、大会毎にユニフォーム規程が定められている場合にはその規程に遵守するものとする。

## 第9条 公認メーカー制度

JVA 公認メーカー以外のアイテムの着用は、暫定措置期間として処理なしでの使用を認める。今後、ユニフォーム規程に公認メーカー制度が施行された場合には従うものとする。

## 第10条 マスキング

本規程の範囲を超えたものは全てマスキングの対象となる。マスキングはテープ類を用いて規程の範囲内までとするか全てを隠す処置とする。マスキングは競技委員長立ち合いのもと公式練習前までに行う必要がある。

## 第11条 その他

### (1) ユニフォームの支給

大会主催者がユニフォーム（腕章やペーパータトゥー含む）を支給する場合は、それを着用・掲示すること。支給されたユニフォームに個人でスポンサーロゴを印刷または張り付けることは出来ない。支給のない部分においては個人またはチームで用意したものを着用できる。

### (2) ユニフォームチェンジ

競技開始後でもタイムアウト、セット間等にユニフォームの着替えを認める。ただし着替える前と異なるユニフォームは認めない。

### (3) タトゥー等の露出制限

本規程でタトゥー等の露出制限はしない。ただし各開催地の迷惑防止条例、施設の利用ルール等により制限される場合があるため事前に各開催地のルールを把握しておくこと。仮に大会事務局側から露出の制限を指示された場合、該当選手はそれに従うこと。

(4) 規定外事項

本規程に定めがない事項についてはジャパンビーチバレーボールツアー実行委員会の判断に従うものとする。

**第12条 改正**

本規程の改正は、ジャパンビーチバレーボールツアー実行委員会の決議に基づきこれを行う。

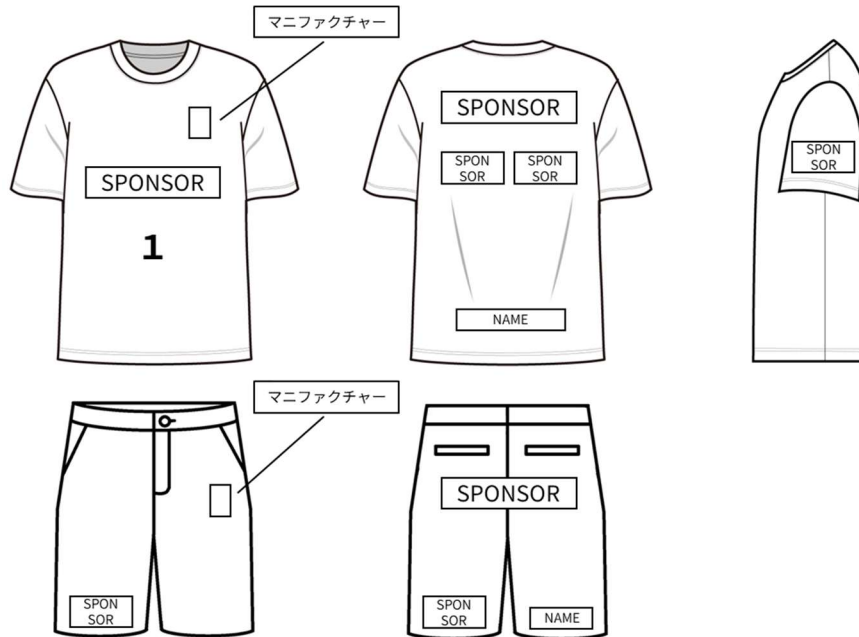
**第13条 施行**

本規程は、2025年3月1日から施行する。

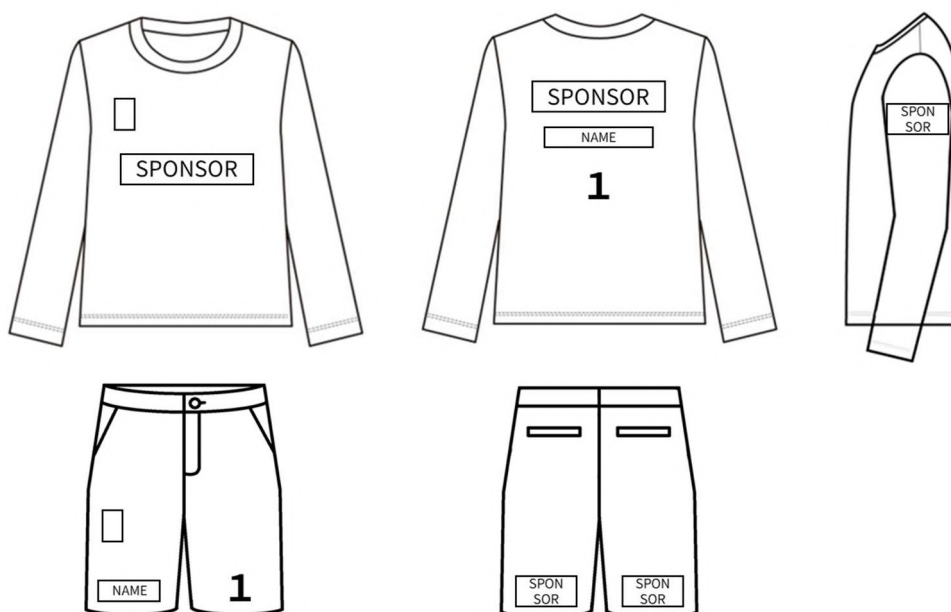
## 参考資料

## A) イメージ

- ・ マニファクチャーロゴは1カ所 「5 cm×4 cm以内または 20 cm<sup>2</sup>以内」
- ・ ナンバーは1カ所以上の掲示、位置の指定はない 「縦 7.5cm（最小限）×字幅 1.5 cm以上」
- ・ スポンサー 「300cm<sup>2</sup>以内」
- ・ ネームはユニフォームデザインに見合った大きさにすること

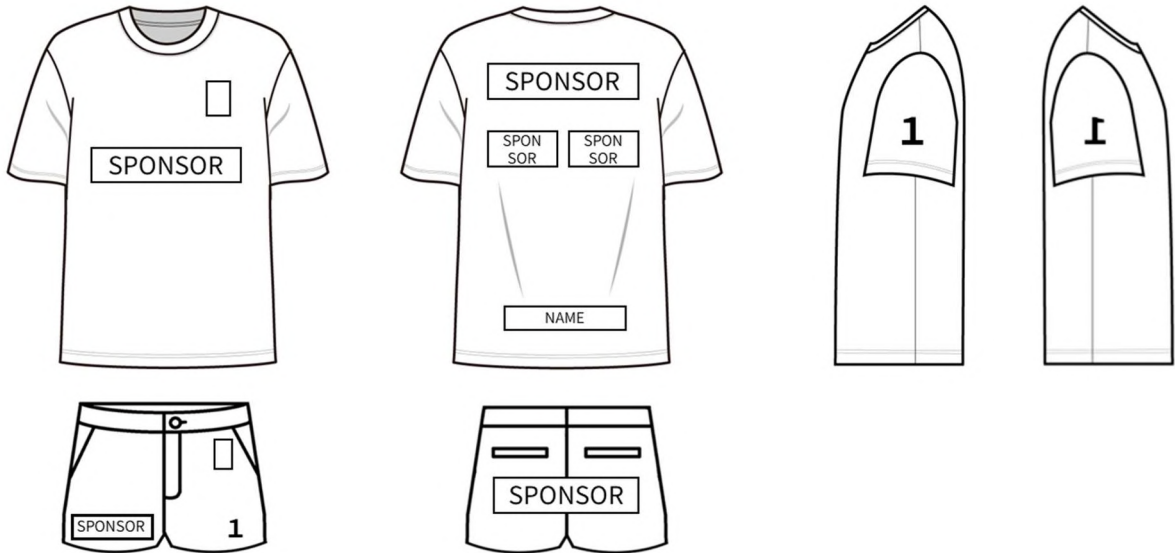


## B) イメージ



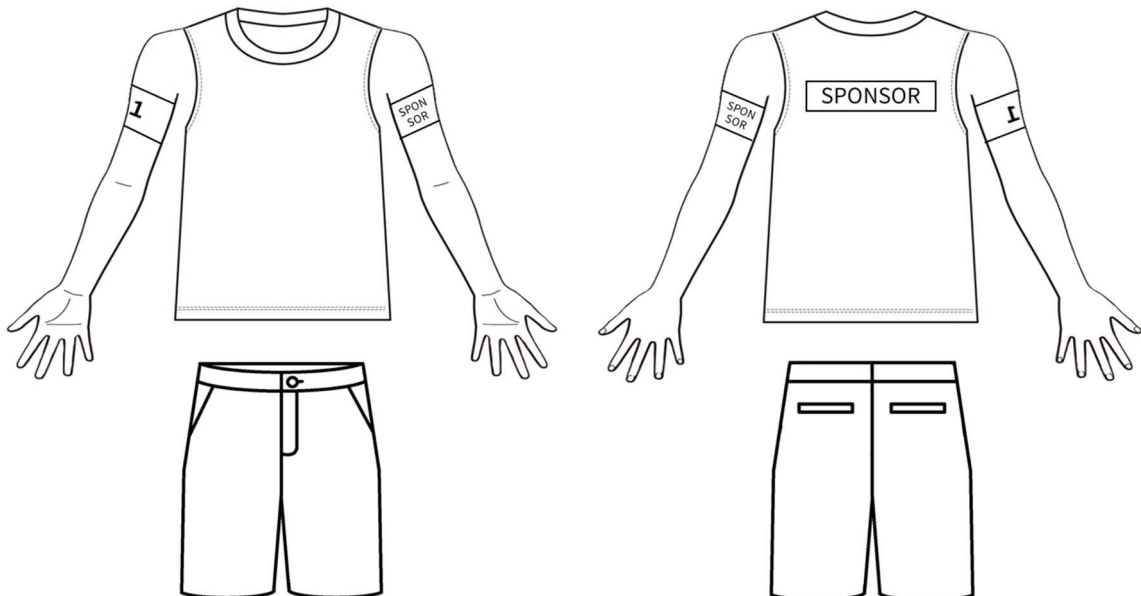
C) イメージ

- ・ショートパンツのナンバー 「縦4cm（最小限）×字幅0.8cm以上」
- ・ショートパンツのスポンサー 「300cm<sup>2</sup>以内」



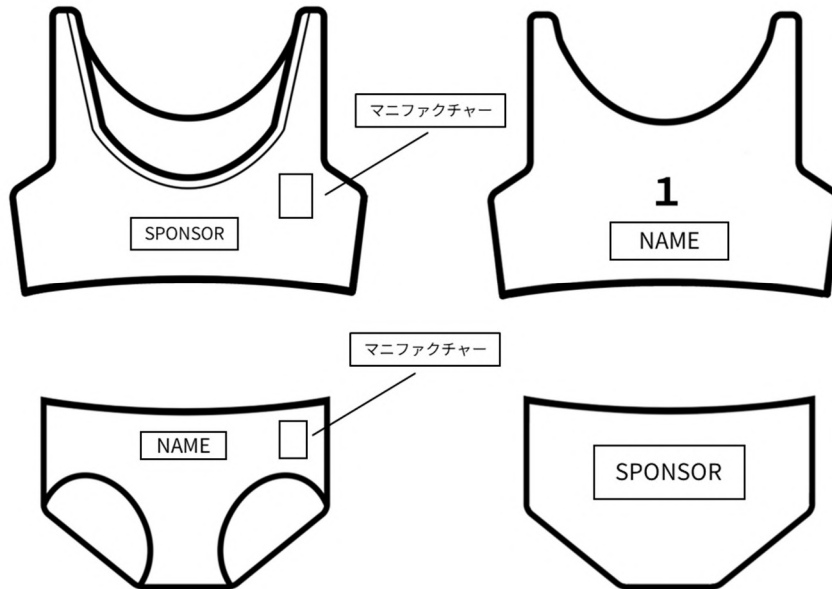
D) イメージ

- ・ユニフォームにナンバーを入れない場合はアームバンドでナンバーを掲示する  
ペン書きやタトゥーシールは認めない「縦4cm（最小限）×字幅1cm以上」
- ・アームバンドのスポンサー 「72cm<sup>2</sup>以内」

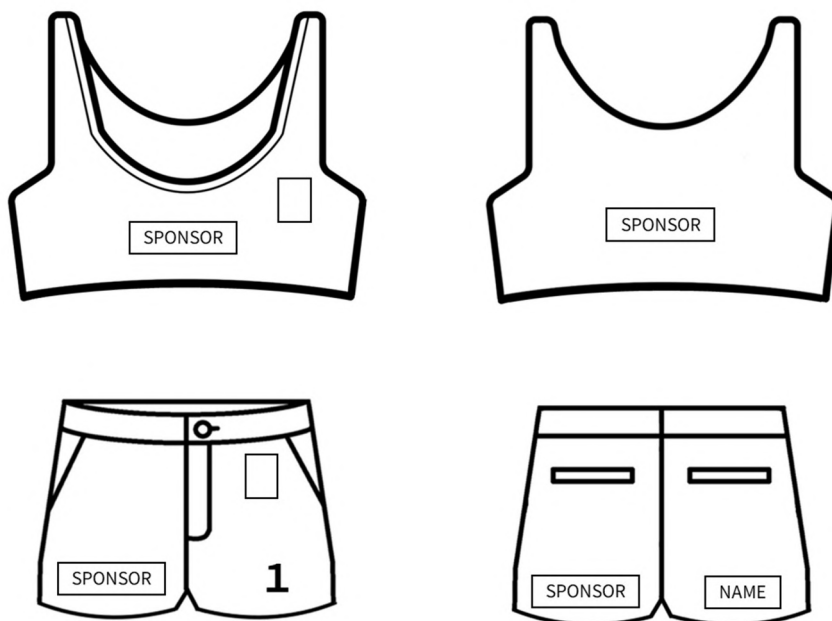


E) イメージ

- ・トップス、ビキニのナンバー 「縦 4cm (最小限) × 字幅 0.8 cm以上」
- ・トップス、ビキニのスポンサー 「90cm<sup>2</sup>以内」
- ・ネームはユニフォームデザインに見合った大きさにすること



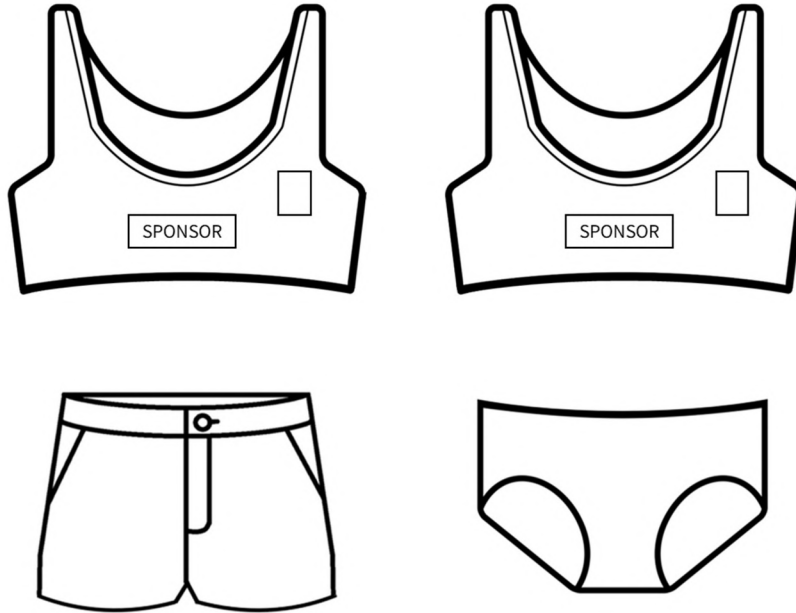
F) イメージ



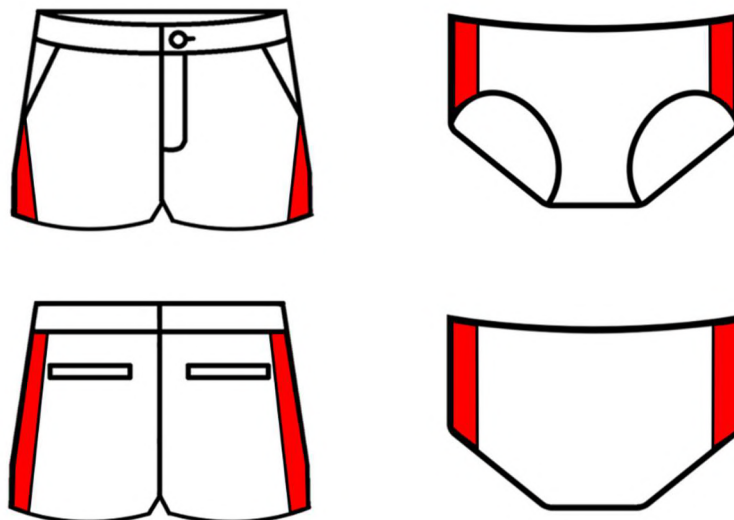
G) イメージ (新たに承認されるもの)

1) ペアのユニフォームが同色であれば異なる形状でも可能とする (下肢のみ)

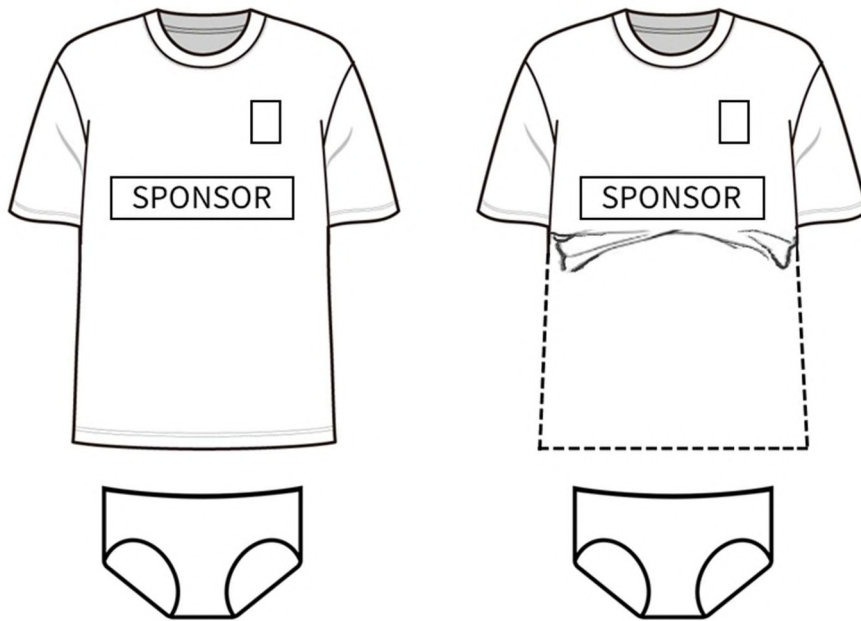
※ビキニパンツが単色ではない場合、ショートパンツもビキニパンツのカラーに合わせる



※カラー、デザインの一例

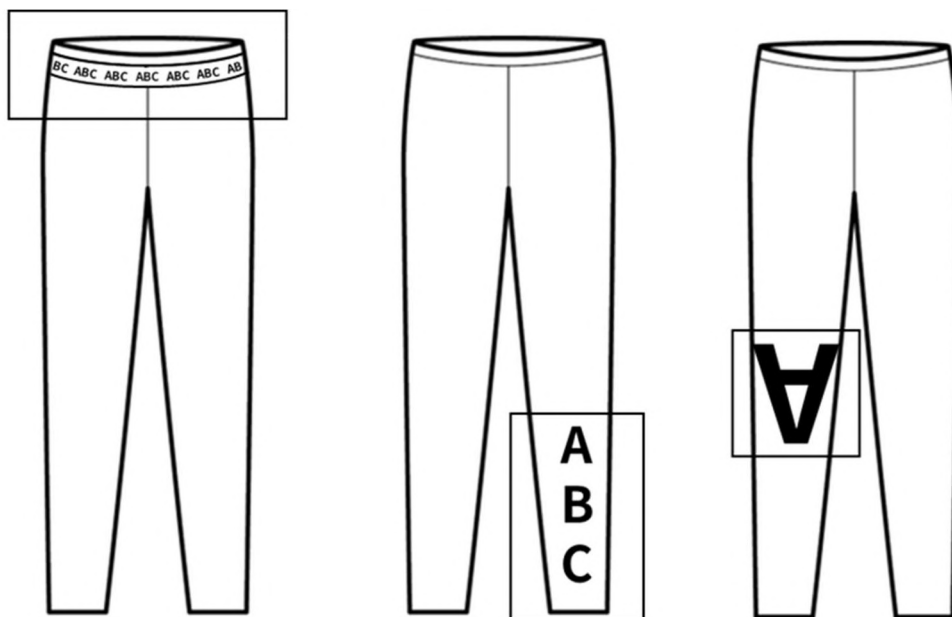


3) めくりあげることも可能とする（ただしナンバーが隠れないこと）



マンファクチャーロゴについて（禁止項目）

デザインとして規定サイズ以上のマンファクチャーロゴ／ブランドロゴが掲示されている  
※下記の3例はNGデザイン



附則

2025年3月1日	施行
2026年2月1日	改定
2026年2月27日	改定